

富山県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）の概要

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨**
ギャンブル等依存対策に関する動向や本県の現状を踏まえ、本県の実情に即した「富山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。
- 2 計画の位置づけ**
基本法第13条に基づき富山県が策定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 3 関連計画との整合性**
「富山県アルコール健康障害対策推進計画」ほか関連計画と整合
- 4 計画期間**
令和8年度から令和10年度まで
- 5 ギャンブル等依存症の定義**
法的・医学的・計画における定義
- 6 ギャンブル等依存症とその関連問題**
 - ・ 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪・他の精神障害

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる状況

- 1 ギャンブル等の状況**
 - ・ 富山競輪場、ぱちんこ等、オンラインカジノの状況
 - ・ ギャンブル等依存症関連問題の状況（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）
 - 2 ギャンブル等依存症の状況**
 - ・ 患者数・相談件数
 - 3 治療・相談拠点機関等の状況**
 - ・ 専門医療機関等の指定状況、相談機関の状況、自助グループ、家族会の状況
 - 4 本県のギャンブル等依存症対策の取組み**
 - ・ 県心の健康センター（県依存症相談支援センター）
 - ・ 県厚生センター、富山市保健所・関係事業者
- 全国の公営競技におけるインターネット投票におけるオンライン化の状況

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講じる。
- ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
- アルコール、薬物等依存に関する施策や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図る。

2 基本方針

- ・ ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及・啓発【予防教育及び普及啓発】
- ・ ギャンブル等依存症者や家族等を適切な支援につなぐ相談支援体制の強化【相談支援体制の強化】
- ・ 医療における質の向上と医療提供体制の充実【医療提供体制の充実】
- ・ ギャンブル等依存症者の円滑な回復・社会復帰への支援の充実【社会復帰及び家族支援】
- ・ 関係機関の連携によるギャンブル等依存症者等への包括的な支援【包括的な支援体制の構築】

3 取組みにあたり留意する視点

- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発など予防対策への重点化
- インターネットを介したギャンブル等依存症対策
- 相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目ない支援の充実

第5章 推進体制等

- 1 多機関の連携・協力による総合的な取組みの推進**
本計画に基づく施策の推進に当たっては、ギャンブル等関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、行政、関係事業者、関係団体等が相互に連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進する。
- 2 計画の取組みの推進や進捗管理**
行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等からなる推進会議（ギャンブル等依存症対策関係者会議）において協議を行うとともに、国の基本計画や社会情勢等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行う。

第4章 具体的な取組み

1 予防教育及び普及啓発

- オンラインギャンブルによるギャンブル等依存症の予防にかかる啓発
- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発**
 - ・ 県ホームページ等での情報提供、リーフレットの作成・配布、啓発週間における普及啓発
 - (2) 予防教育の推進**
 - ・ 学校教育における予防教育の推進
 - (3) ギャンブル等の不適切な誘引の防止**
 - ・ ぱちんこ等における注意喚起・相談窓口の周知、ATMやデビットカードシステムの撤去等
 - ・ 入場制限や使用上限金額の設定等のアクセス制限の取組み
 - (4) 違法に行われるギャンブル等への取組み**
 - ・ オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
 - ・ オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
- 若年者への対策の強化として、啓発等の取組みを検討
- 講習会の開催や警察機関の公式SNSなどの活用

2 相談支援体制の強化

- 依存症についての正しい知識の取得及び相談対応技術の向上
- (1) 相談支援の充実**
 - ・ 地域の相談窓口や関連問題の相談窓口の充実・周知、相談従事者等を対象とした研修
 - (2) 他機関との連携・協力による相談支援の充実**
 - ・ 県依存症相談支援センターを相談拠点とした市町村や厚生センター、保健所、司法等の関係機関・関係団体との連携強化、多重債務相談や、消費生活相談、生活困窮相談窓口等との連携
- 相談機関や自助グループ、家族会、債務整理を担当する司法等との連携

3 医療提供体制の充実

- ・ 専門的な医療を提供する「依存症専門医療機関」等の拡充、医療従事者等を対象とした研修

4 社会復帰支援及び家族支援

- (1) 回復支援**
 - ・ 依存症家族教室やギャンブル等依存症回復プログラム（SAT-G）の実施
 - ・ ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知
- (2) 民間団体との連携推進**
 - ・ 自助グループや家族会、相談機関の取組み内容等の周知
 - ・ 自助グループや家族会、相談機関が実施する事業への協力及び技術支援等

5 包括的な支援体制の構築

- ・ ギャンブル等依存症対策関係者会議等で情報や課題を共有し、相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目ない支援体制を構築